

職場環境整備助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（以下「中小企業者」という。）が、従業員の働きやすさ又はエンゲージメントを向上に資する職場環境づくりに取り組む場合に必要な経費の一部を助成することにより、市内の中小企業者における人材確保の支援を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に定める職場環境整備助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 北九州市内に主たる事務所又は事業所を有し、今後も事業を継続する意思がある者であること。
- (2) 株式会社の場合にあつては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。その他の会社の場合にあつては、出資金額が2分の1を超えて中小企業者以外の会社に属していないこと。
- (3) 北九州市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等助成金の交付が適当でないと認められる者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が助成金を交付することが不相当と認める者でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、第1条の目的を達成するために取り組む事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 施設、設備等の物的な整備に係る事業
 - (2) 従業員の能力開発、制度設計等の人的又は制度的な整備に係る事業
- 2 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を行う場合は対象外とする。

(助成金の交付及び額)

第4条 市長は、第2条各号に掲げる要件の全てを満たす者が助成対象事業を行う場合、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- 2 助成金の額は、助成対象事業に係る経費のうち市長が別に定める経費（以下「助成対象経費」という。）の合計額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とし、50万円を上限とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、同一の助成対象事業及び助成対象経費について、この助成金とは別に国、県若しくは市又はこれらの関係団体若しくは民間団体による他

の助成を受けた場合は併給を認めないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める助成金交付申請書に市長が定める書類を添付して、別に定める募集期間に市長へ申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、当該申請に係る助成金の交付の可否を決定し、別に定める助成金交付決定通知書又は助成金不交付決定通知書を当該申請者に送付するものとする。

(助成対象事業の実施)

第7条 前条の規定による助成金の交付を可とする決定(以下「交付決定」という。)の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定の日以降助成対象事業に着手し、次の3月31日までに助成対象事業の実施及び助成対象経費に係る全ての支払いを完了しなければならない。

2 交付決定の額は、交付決定後、助成対象経費のうち交付決定した経費が増額した場合においても、当初に交付決定した額を上限とする。

3 助成事業者は、助成対象事業を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)又はこれを廃止しようとするときは、別に定める助成金変更承認申請書又は助成金廃止承認申請書に、変更又は廃止の内容が確認できる書類を添付し、あらかじめ市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、別に定める助成金変更承認・交付決定変更通知書又は助成金廃止承認・交付決定廃止通知書を当該助成事業者に送付するものとする。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、20日以内に別に定める助成金実績報告書に別に定める事業報告書等を添付して市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する助成金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき助成金の額を確定し、別に定める助成金確定通知書を当該提出者に送付し、速やかに当該助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、助成事業者に損害が生じたとしても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消す場合には、助成事業者に対し、

別に定める助成金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金を交付しているときは、別に定める助成金交付決定取消通知書兼返還命令書により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定においては、市長は返還を命ずる者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができる。

(財産処分の制限)

第12条 助成事業者は、この助成金の交付を受けて取得した備品及び設備等の財産の取得日が属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けず助成金の交付目的に反して使用し、撤去し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項に規定する財産を助成金の交付目的に反して使用し、撤去し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(備品等の管理義務)

第13条 助成事業者は、この助成金の交付を受けて設置した備品及び設備等の適切な維持管理に努めなければならない。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第14条 助成金の交付は、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(電子情報処理組織による申請)

第15条 第5条及び第7条3項の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請については、当該申請を書面により行うものとして規定した第5条及び第7条3項に規定する書面により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。